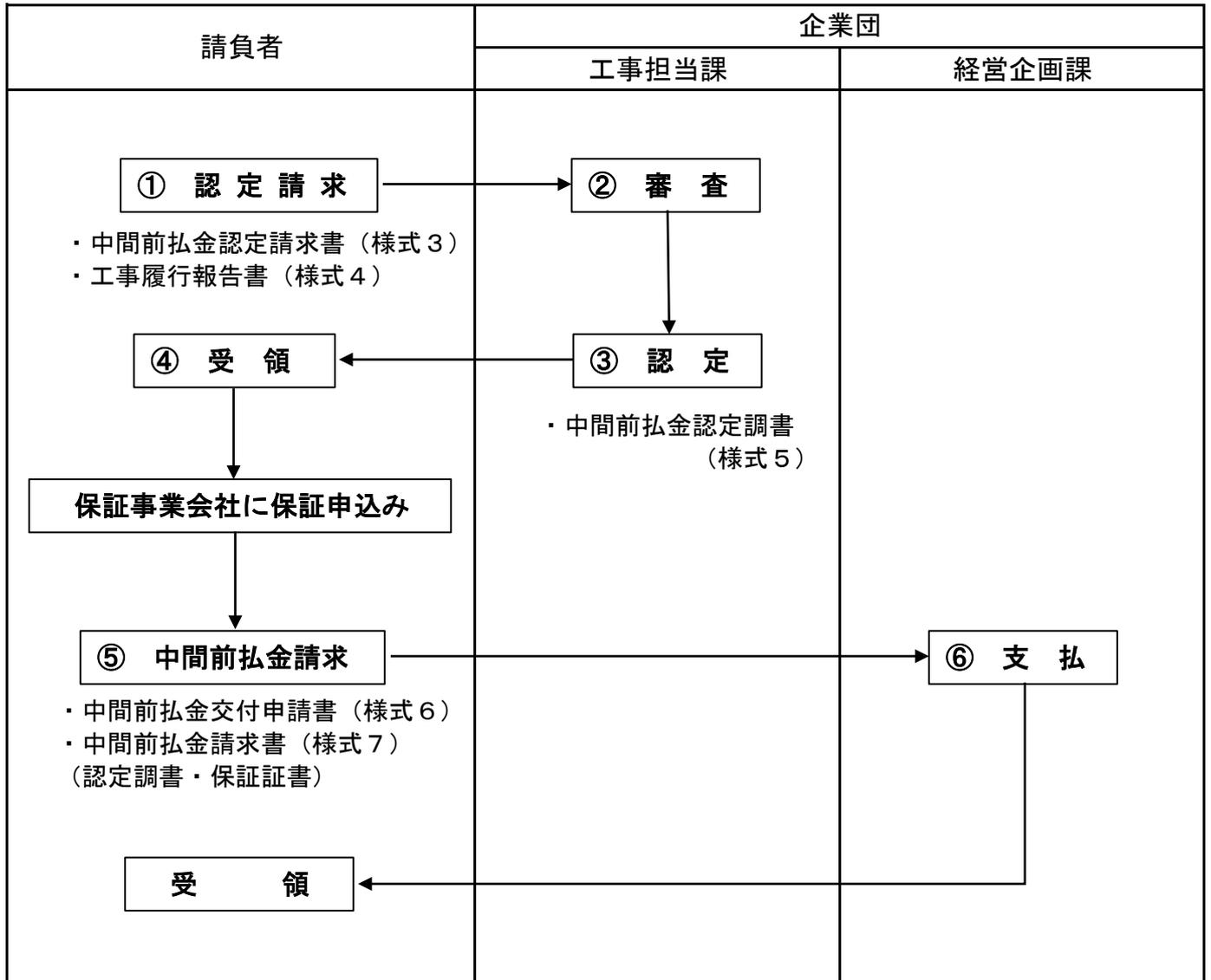


中間前払の手続きの流れ



- ① 請負者は、「中間前払金認定請求書（様式 3）」と「工事履行報告書（様式 4）」を企業団**工事担当課**に認定を請求します。
- ② 企業団**工事担当課**は、請求内容の審査を行います。
- ③ 審査結果を「中間前払金認定調書（様式 5）」により請負者に通知します。
- ④ 請負者は、要件を備えていると認定された場合、保証事業会社に必要書類を添えて保証の申し込みをします。
- ⑤ 請負者は、「中間前払金交付申請書（様式 6）」と「中間前払金請求書（様式 7）」に「中間前払金認定調書（様式 5）」と「保証証書」を添付し、企業団**経営企画課**に提出します。
- ⑥ 企業団**経営企画課**は、請負者の指定する金融機関口座へ中間前払金を振り込みます。